

# ダライラマ五世の統治権

—活仏シムカンゴンマと管領ノルブの抹殺—

山 口 瑞 鳳

## はじめに

未だ史料が充分手に入らない頃、筆者はダライラマ政権の成立事情を報告するため「顧実汗のチベット支配に至る経緯」（顧チ支）を書いた。その後、一九七〇年にアフマド氏 Z. Ahmad が *Sino-Tibetan relations in the seventeenth century* によつて詳細な研究を発表した。しかし、マクドナルド夫人や筆者が批評したよつて引用されたチベット文の理解には少なからぬ問題があつた。そればかりでなく、参照したチベット文について、史料の成立時期や成立事情を考慮しないまま記述から逸れた解釈が施されていたため、これから問題にするような事情が考察の対象にはならないで終わった。本稿は、その中で最も重要な、ダライラマ五世が歴史的に統治権を手にした経過を考察してみたい。

## スムペケンがらの説明

ダライラマ五世がチベットに支配権を確立した経緯については、「顧実汗のチベット支配に至る経緯」の中で、スムペケンポ Sum pa mkhan po Ye shes dpal 'byor (1704-88) の記述を参考にして、次のように記した。

壬午 (1642) の年 [三月] 甲子日、是れ、カーハチヤクハ曆の年頭に、ダライラマを推戴して、自らはチベット国王の座に登り、bSod nams chos 'phel を sde srid に任命し、[彼]に蒙古人による全チベットの霸王が実現した。〔「顧チ支」p. 753〕

しかし、この書き方は誤解を招き易い。スムペケンポの文には「ダライラマを推戴して」と書かれた記事がなく、この部分はロハシウルマ Klong rdol bla ma Ngag dbang blo bzang (1719-94) の次の文から抽出して加えられた。

チベット本土を手にして、一切知者大五世にグン護教法王が献上した。その後見のようになつて、グン汗自身は十一年——チベットにお住みになつた。(TBN, 1, 15b, l. 6)

また、ソナム・チュンペルを摄政 sde srid に任命したとあるのも、スムペケンポの別の文中にしか見られないと、その部分を見ると、

水のえ午（1642）の年にツァン地方の支配者（sde srid）アハシオク・ナムギエルの子、ツァン王カルマ・テンキヨン・ワンポを軍もろとも制圧し、チベットの定住民の悉くを支配したので、護教法王と評判になった。以後自らチベット王とおなりになり、ソナム・チュンペルを攝政に任命した。（PSJ, f. 301a, ll. 5-6）

とあり、この記述にはダライラマ五世は登場しない。また、ソナム・チュンペルを攝政に任命したのはダライラマ五世ではなく、自らチベット王になつたグシ汗自身である。少なくともロンドウルラマの文章に見える趣旨は確認できない。スムパケンポとロンドウルラマは一八世紀に生きたほぼ同時代の人物であるが、一世紀前の大事件について同じ記述をしていないことになる。これらの重大な事件についての事情の推移を、主としてダライラマ『五世自伝』の記述によって探つてみたいと思つ。

### ダライラマ五世による記述

先ず『五世自伝』は一六四一年に入つたといふで

二月の中に護教法王（グシ汗）の支配下にチベットの定住民が入つたと言う情報が届いたことに応じて  
(VRN, Ka, f. 106a, l. 3)

と述べた後、知客職 mgon gnyer タルドワ star sdod ba がツァン gTsang から弓を返して。「グシ汗の並々なら

ぬ御意向であるから、何としてもツアンにお出かけになるのが宜しい。」「この度は行列も略式にして」との（副寺の）伝言もあつたとした後に、五世は煩わしいので「行きたくないたけれども、思うに任せない」とあるから」(*loc. cit. l. 6*)と言つて三月十一日にてアーピン寺を出発した。（物騒な時節がら供回りを調べたいとも思つたが、監院zhal ngo (=副寺職phyag mdzod ソナム・チュンペル)の同意が間に合わなかつた）ともある (*op. cit. f. 106b, l. 1*)。五世はツアンボ江北側の山路をとつて、ウユクなどを経て、トブギエル Thob rgyal に到り、グシ汗、監院らの迎えを受けたと言う。

王と初めて会つた際、パクバ上人の瑪瑙の鈴、全モンゴルがひれ伏すと言われる至宝で、緑玉から出来てゐる数珠を下さつた。それはチベット十三万戸と互いに右に置かれ、左におかれる（一対の）ものと言われ、ネウドンツェ（パクモドゥッパ政権の府）を経てリンパン氏に伝わつていた特別のものであつた。*(loc. cit. ll. 4-5)*

とあつて、僧俗二権の内、宗教的な意味を持つ象徴的な宝物の贈呈によつて全チベットの宗教界の支配が認められたとでも言うべきところであるのに、そのようには言わず、十三万戸の支配権も共に五世自身に引き渡されたと暗に言いたげに見える。この部分についてアフマド氏が示した解釈は史料の記述からは飛躍している。<sup>(2)</sup>

他の記述では、二十五日にタシルンボ寺を訪ね、それまでチベットの名義上の王であつたパクモドゥッパの当主の表敬訪問を受け、ソナム・チュンペルもそれ相応の答礼をしたとある。次いで、シカツェに到ると、直ぐチ

ベット、モンゴルの無数の人々の集まつた席で、様々の伝国の仏教宝物と共に

サムドウプツュの居城をはじめとするチベット十二万户の悉くが（ダライラマに）贈られたのであると宣  
言された。（*op. cit.* f. 107b, ll. 3-6）

と書かれていて、重ねてチベットの国主になつたことが補足明言されてゐるが、この大切な記事にも日付けがな  
いことに注意しておきたい。

### 疑念を抱かせる記述

やうに、その際、国是が話し合われたとしてゐるといふに、

先に奪われていた自宗（ゲルク派）の寺と寺領の取り返しは勿論であるが、以後仏教の為に重大で放置出  
来ないことと、当方を攻撃する邪魔がない限り、全ての宗派は従来通りとするなら、自他全部（の宗派）に  
とつて有り難い」とある（法王（サキヤ）パクペの伝記を引用して、施主と受施者（グシ汗とソナム・チ  
ュンペル）の一人に申し上げたといふ、（グシ）汗は胸元に合掌して領いておられた。ただ、摄政（ソナム・チ  
ュンペル）のお考えに合つていたかどうかは知らな）。（*ibid.* f. 110a, ll. 3-4）

と述べられてゐる。」の部分で重要な」とは、ダライラマの希望が一人に訴えられている」とである。ソナム・

ダライラマ五世の統治権 山口

チュンペルは、グシン汗の下にあつたが、五世の下にあつたわけがないことが判る。また、一つ置いた前の引用文と併せて見ると、これは宗教界の統治についてのみ語られているのであり、グシン汗は自ら後見に立つて、世俗の統治権をソナム・チュンペルに託し、デーブン寺やゲルク派のみではなく、広く宗教界の教主として五世を推戴したものと理解できる。この場合五世が象徴的な国主になつたとも言ふべし。

『五世自伝』のKa, Khaの巻に含まれてゐる記述は、<sup>(3)</sup>グシン汗が没して久しく、一六七五年になつて五世が手づから編集したものであることに注意が必要である。そのことを思わせる記述は、一六四三年グシン汗の求めに応じて書かれたと言う『五世年代記』(ibid. f. 119 b, l. 5) の末尾に見られる。

水のえ午(一六四一)の一月の十五日、チベット定住民全ての王大臣たちも慢心の顔を俯して敬意を示し、真心から接受する行為に入り、三月の月が満ちた『時輪』の年頭の時からチベット二十二区域の王になつて御命戒の白き傘を天上に至るまで翳し転じた。(ZhG, f. 109b, l. 6—f. 110a, l. 1)

この主語がグシン汗であり、自らが同年國主となつたとは何處にも言わない。グシン汗による征服は「五日に終わり、三月十五日にグシン汗がチベット王の位に就いたとするだけである。

時代の重要な証人であるパンチュハルマPan chen Blo bzang chos kyi rgyal mtshan (1570-1662) の『自伝』にも、五世がこの時タシルンボ寺に来てグシン汗とソナム・ラブテンを施主にした(rgyal po mchod yon sbyin bdag tu bskos) と記すだけで、チベットの支配権を手にしたとは、何處にも記されていない。まだ、他にシャルZha

lu 寺を六月一日訪れた」と以外は、事件として注意されていない (PIN, f. 115b, l. 1-f. 116b, l. 4)。

五世の「の旅行は、母方の故郷ナカルツェを経て、帰途サンパ gSang phu に元がハテン大僧院座首のリンメツンヤプルウハ Gling smad zhabs drung 'Jam dbyangs dkon mchog chos 'phel (1573-1646) をたずね、五月二十五日にデーパン寺に戻って終わつてゐる。この間の感想はソナム・チヨハペルの態度が從前と変わつて丁重になり、格式張るよつになつたので、五世の回饋した金が記載されてゐる (VRN, Ka, f. 112a, l. 6-b, l. 1)。

### ソナム・ラブテンの地位

一六一三年に四世ダライラマの穩健な副寺ハ phyag mdzod bla ma, Chos bzang 'phrin las brtan が没してソナム・チュンベル後のソナム・ラブテンが新副寺職に就いた (IVN, f. 46a, ll. 5-5)。近年編纂された『仏教年表』によると、この人物は一五九五年生まれになつてゐる。これは信じがたい。何故かと云ふと、副寺職に就いた時が十八歳にしかならないからである。<sup>(4)</sup> 一六年にダライラマ四世が没した。この後副寺ラマは五世の選考に深く係わるのであるが、それより先に青海から来たトゥメツォのホロチハ Ho lo che の子によるツアン軍との戦いがあつた。このことは「顧実汗のチベット支配に至る経緯」の中で概ね述べたが、右の『年表』では一八年にこの副寺ラマが青海 mDo smad に赴いたともある。

ダライラマ四世の転生者としては三人の候補があつたが、パンチュンハ ヤンリハ メツシヤブルウンがカダム派 bKa' gdams pa 発祥の本山ハテン Rva sgreng の本尊の前でタクティル rtags dril <sup>(5)</sup>を嚴修して、チヨンギエ

一氏‘Phyong rgyas pa’出身の候補、五世に決まつた血を『五世血脈』は記してゐる(VRN, Ka, f. 27a, ll. 3-4)。ただ、この時の口付けもなく、パンチュンハマ『血脈』にもやれにつけの言及がな。

チョンギュ一氏の家系について『血脈』は、祖父の母はラギャリワ Ha ri ba から出でる。副寺ヲマのソナム・ラプテンモウギャリワの出身であった<sup>(8)</sup>。父の母はヤルギャップ氏 Yar rgyab pa から選えられた。ヤルギャップ氏はツアン王カルマ・ペンシオク・ナムキュル Karma Phun tshogs rnam rgyal (1586-1621) の外戚であったが、一年以来不和になつてゐた。リンメツンヤブンカハマ、このヤルギャップ氏と闘わりの深くタナン Gra nang の出身であつた。(ibid. 18b, l. 4-20a, l. 6)

一七年生まれの幼い五世は、ツアンの政権から呼び出されて母の里ナカルハ sNa dkar rtse に留まり、転生者に内定の後も様々の干渉を受けたが、漸く解放され、最終的にソナム・ラプテンの直弟子 (sras po)<sup>(9)</sup> ツアワカチュペ Tsha ba dka' bcu pa Sangs rgyas shes rab (?-1632) が四世の持ち物による前世想起の確認試験に來た。カチュペは肖像や数珠など見せていたが、(その時) 確認試験と言えるような事実はなかつた。それなのに凶口を出ると、確認試験は全く納得せぬものでしたと書く、以来私に勉強せぬ時、一生懸命しないと、あの時確認試験をしなかつたからと私を悔やませながるゝと何時も書つのであつた。(ibid. f. 28b, 3-4)

このようにして副寺ヲマの少なからぬ恣意による選定が確立すると、一六二一年、五世は、押しかける人々にどのように加持するかをツアワカチュペから内々に教わつてナカルツェを離れ、二月廿五日にテーピン寺に着

ム、二月十八日ペンチョンカラの手で剃髪を受けてロサン・ギャハム Blo bzang rgya mtsho と名づけられた (*ibid. f. 30a, l. 2*)。

### ソナム・ラブテンによる五世の庇護

ソナム・ラブテンによる五世の庇護  
ソナム・ラブテンは、幼い五世をこれに利用させまじとして密かにヒトを運び、ツアーメの頭キシュ sKyid shod の首長であったアペル sde pa A dpal が再びツアン政権との対立を深め、トウメ ハル軍を利用して曲ふの権益を回復しようと画策した。彼はトウメツムのハツウン兄弟 Gu ru hung tha'i ji, Ha btsun Blo bzang bstan ‘dzin rgya mtsho を唆し、五世を青海に迎えさせると工作した結果、ペンチヨンカラ ベンチヨンカラ トウメ回調するまではなつた。ソナム・ラブテンは、幼い五世をこれに利用させまじとして密かにヒトを運び、ツアン政権の許可をとつて五月廿五日の夕刻故郷ラギヤリワの所領で当時副寺の所管にあつたと思われる工のリゴ城 E Ri sgo rdzong に五世を連れだした。そこで五世は、ソナム・ラブテンの何に当たるか明らかでないが、翌年四月デープンに帰着した (*ibid. f. 30b, l. 5-f. 33b, l. 3*)。

ソナム・ラブテンは一七年から五世の教育に関わり始めた。彼が1111年デープンのロヤルニハ Blo gsal gling 学堂の長になった時、コマハ sGo mang 学堂長グンル・サンギュ・タン Gung ru Sangs rgayas bkra shis (?-1630) がその学力に異議を唱えた。115年引退した東堂系ガンデン座首までは、異端の誹りはなかつたが、五世の頭教学習について、一七八年ペンチヨンカラやコマハン学堂長らが外道の習學になつてゐると非難した。しか

し、リンメツシャブドゥンの方針は改まることがなかつた。」の後上手、下手の密教道場間の教学の乖離も大きくなつて、教理的な暗闇が次第に大きくなつてこつた (*ibid.* f. 44b, l. 1-f. 49b, l. 4)。

1111年ハクダ Sog po のカルカ Khal kha<sup>(10)</sup>がシム phu やチイグハ 'Bri gung を荒らしたのに対してチベットの管理下にあつたホル Hor pa<sup>(11)</sup>が仕返しをしたため、シタン政府も体面上軍を動員しなければならなかつたので、パンチャハマとソナム・ラブテン<sup>(12)</sup>に調停を依頼した。『五世自伝』によると、この時実質的に和解を成功させたのはソナム・ラブテンであつたと看へ (*ibid.* f. 68a, l. 6-b, l. 5)。ソナム・ラブテンは、やむを得ないながらツアン政府に対して終始協力的姿勢を保つてこたゞといふ『五世自伝』はしづしづ伝えてくる (*ibid.* f. 31a, l. 6-b, l. 1; f. 31b, l. 6-f. 32a, l. 2; f. 65a, ll. 2-3)。

ハの年青海にカルカのチムクルーチ Halha Chog thu<sup>(13)</sup>が侵入して、既に内紛から衰えていたトウメト・ホロチハ<sup>(14)</sup>党、ソハシヤ<sup>(15)</sup>、オルズ<sup>(16)</sup>勢力を滅ぼし、そのナルサラン Arsa lang<sup>(17)</sup>が二四年カルカのアカイダイチン Halha A khafi da'i chin<sup>(18)</sup>を謀殺して、たゞおち青海地方を独占した。カルマ派は彼らと早くから緊密に連絡を保つてゐた<sup>(19)</sup> (*ibid.* f. 69b, l. 5; f. 71a, ll. 5-6; f. 76b, l. 6; f. 79a, ll. 1-2; 5-6)。

## グン汗のチベット支配まで

一一一年オイラット・マルゲンノコハ Me regan no youと接触したソナム・ラプテンは、グン汗の存在を知っていたと思われるが、危機を乗り切るために大施主カンデン氏ツォキュ・マルジム rdo rje skyes rdo rje 諸り、青海グンルン dGon lung 大僧院出身の僧をオイラットに派遣してグン Gushri 汗 (1582-1654) の協力を取りつけた。グン汗は二五年にラサ大招寺を訪れ、事情を見て翌年帰国し、その前後にチヨクムーア汗の命によって中央チベットを侵略したアルサ汗と遇つたとか、彼にダライラマ支持を説得したと言う話が伝えられている (PSJ, f. 311a, l. 3; TNL, f. 5a, ll. 1-3)。

事実であれば、グン汗自身ダライラマ五世を訪れ、五世の『自伝』や『五世年代記』末尾に当然、この重要事実が記載されている筈であるが、それが全くない。また、グン汗にジュンガリア往復の時間的余裕がきびしきなるのも気になるところである。その他の事情は「顧実汗のチベット支配にいたる経緯」に記したか、アルサ汗によるチヨクトウ汗の攻撃をかわしたことも含めて副寺ソナム・ラブテンの工作が実ったと理解するしかないであろう。

グン汗が一六三七年冬に中央チベットに来て五世から称号を受けたことをスムパケンボは簡単にしか記していない (PSJ, f. 107a, l. 3; f. 311a, l. 5, TNL, f. 5b, l. 6)。しかし、重大な事件であった。一六一六年閏四月オルドスのトゥッペタイジ Thub pa tha'i jiは、帰國に先立つてデープン兜率宮でタイスン・フンタイジ Tha'i sun hung

thai'ji号を贈られ、タイジも五世にダライラマの称号を再び贈った (VRN, Ka, f. 41a, l. 3-b, l. 2)。この時副寺ソナム・ラブテンはモンゴル人に贈位する効果を十二分に認識したはずである。従って、グン汗に贈位した際は大招寺に高座を設え、當時二十歳のダライラマを臨席させて「護教法王」の称号と印璽、さらにツォンカペの黄金像を莊重な儀式の下で贈った。王もソナム・ラブテン以下に「ダライ副寺」などの称号を贈った (*ibid.* f. 85a, l. 3-b, l. 4)。

青海に帰ったグン汗は、翌年カム地方に進出し、四〇年秋に、青海とカムの境界地域にあつてカム地方に勢力を持つていた反仏教系のぐり・トゥンユウツ Be ri don yod (王を襲ひ、年末近くには滅ぼし、雲南方面まで含めカム地方を掌握した。ソナム・ラブテンはこれに先立つ頃グン汗にツァン王攻撃も要請していたのである (*ibid.* f. 96a, l. 6-f. 97a, l. 3; f. 100a, l. 5-b, l. 1)<sup>(13)</sup>)。これまにつづても概ねの報告は「顧実汗のチベット支配に至る経緯」で示したが、他に、ツァン政権がソナム・ラブテンに寄せていた信頼を逆用して、四一年パンチュラマを敵地から脱出させ、ツァン軍の裏をかく軍事作戦に成功した」とが『五世自伝』に述べられている。(*ibid.* f. 99a, l. 6-f. 106a, l. 3)

ダライラマは、テーピン寺兜率宮の転生活仏として、ソナム・ラブテンの合意の下で選出され、テーピン寺のために、セハケル人一般やグン汗一党を利用するのに、常に傀儡の役を勤められ始めた。五世がソナム・ラブテンについて語る時は全て敬語を用ひ、いじり言ふその喜怒の様子までも伝えてくるといふに一人の関係の実情が窺われる。

## ダライラマ五世の決意と清朝訪問

そのダライラマ五世が一介のデーブン寺活仏から、自らチベット国王としての自覚に立つて実権を掌握していった道のりの初めにポタラ宮造営がある。これについても別に触れたこともあるが<sup>[14]</sup>、一六四三年六月を終えた頃の記事を掲げておきたい。

リンメツ・シャブドゥン宝座がサンプからお来しになり、セラ寺の寢殿の屋上で御散歩の折、「覧になつたニンマ派の予言様のものにかようについた」と言うとの真偽はともかく、マルボリとチャクボリの二つをつなぎ合わせるような壮大な要塞が一つあつたなら、セラ、デブンニ一大寺と対になって今後とも安寧に役立ち、観音菩薩の聖地であるからそこにマニ修道場を創設したなら、受施僧・施主一つの罪業を清めるのに宜しい旨仰せになつたので、モンゴル人がいる限り不都合がないのに、そもそも要塞に拘わられるお気持ちがあるとも思えませんがと申し上げると、もしそのとおりでしたらこの前のようなとんでもない騒乱が起るわけがありましようか、御賢察なさらねばなりません。これまで閥わりのない騒乱がおこる毎に、近隣の辺地まで厄除けに逃げていたので仏教のために残念なことでした。今やこのようにすべき時に到つておりますのに、偉大なるツォツカパの教えを水に流しては取り返せませんから、歯を食いしばつて初志を貫徹して頂きたい。と今後将来にわたる御指示を広くお与えください。*(ibid. f. 118a, l. 4-b, l. 1)*

ルのよハシチグシトの実質的な支配者になるよハシ焚もつけられ、ボタラ白宮の造営が四五年二月一五日の地鎮祭、四月一日の工事初々 (*ibid.* f. 125b, l. 4-f. 127b, l. 2) に始まつて、一六四八年にはほぼ完成した (*ibid.* f. 142a, l. 3-b, l. 4)。翌年五月に略式の落慶法要をして五〇年正月はボタラ宮で迎えた。しかし、後段で見るよハシ、常駐したのは、象徴的であるが、実権を完全に掌握した六〇年からであつた。

その頃五世は一つの困難を感じてゐた。それは清朝による北京訪問の呼びかけであつた。四〇年、四六、四七年とダライ・五世は新興の清に遣使した (*ibid.* f. 124a, ll. 4-5; f. 133a, ll. 3-4; f. 135b, ll. 4-5; f. 137b, ll. 4-5)。清はモンゴル人に対するダライ・五世の影響力を重視して、結局、使節にダライ・五世を北京に招く勅使を伴わせたのでもある (*ibid.* f. 138b, l. 5; f. 139a, ll. 4-6; f. 146a, ll. 1-2)。

シナ、チベット、カハコニヤの関係については、あるものは受施僧と施主の間柄であるといふ、あるものはチベットが臣属してゐるとの誓いは立ててはこなさるに違ひへ。 (*ibid.* f. 146a, l. 4)

「ハシハモトがあつたので、後難を恐れて受諾」 (*ibid.* f. 147a, ll. 3-4)、五〇年 (*ibid.* f. 152a, ll. 3-4, 6)、五一一年 (*ibid.* f. 158b, l. 6-f. 159a, l. 1) と訪問を促す使節が到つて、一度日本には北京到着の日取りまで指定されたのど、五一一年七月に着くと約束つた (*ibid.* f. 159a, l. 6; f. 160a, ll. 1-2)。<sup>(15)</sup> ハシの旅行の概要については別に示したので再説しながら、五一一年二月十七日にテープン寺を離れ、翌年十一月十一日にテープン兜率院に帰つた (*ibid.* f. 174a, ll. 1-2; f. 220b, ll. 1-4)。

五二二年一月北京にあつた五世は帰国を申し出で、十八日太和殿で別れの宴を受け、二日後碩塞らに送られて代噶に向かつた (*ibid.* f. 202a, l. 3-f. 204a, l. 5)。代噶滞在中の四月一十九日に勅使が到り、五月一日「西天大善自在仏云々」の称号を戴いた金印、金冊が贈られた。この時、帰国後グン汗に届ける筈の金印、金冊も届けられた (*ibid.* f. 208a, l. 5; f. 209a, l. 6-b, l. 3; f. 221a, l. 6;『実録』順治十年四月丁巳)。五世は閏五月一日にそのを發つた (VRN, Ka, f. 210a, l. 3)。

この旅行は、四二二年九月十七日にグン汗が清に届けた「達賴喇嘛功德甚大、請延至京師、令其諷誦經文、以資福佑」の申し出 (『実録』) が効いたのであるが、五世にとって不本意なものであり、清朝に従属する自ら的地位を天下に公認せざる結果になつた。しかし、五世がグン汗に宗教的権威として奉戴され、グン汗が権力を支えへ下にいるかのような構図を、清朝に公認せたことの方が、その後の五世にとって重大な意義を持つた。

やがて、ソナム・ラブテンがどのようにも権威づけられなかつたのである。実質的には、「護教法王」になつて貰つたグン汗の下に聖俗の権威として五世とソナム・ラブテンが並んでいた、と言つより、ソナム・ラブテンの傀儡として、常にその意向を気にしていた五世が最下位にいたからである。しかし、この新しい序列も治權に触れたものではなく、グン汗とソナム・ラブテンが死ぬまで現実的な意味を持つものでなかつた。

### パンチエン・ソナムタクバの転生者

ダライライマはデープン寺の活仏であつたが、デープン寺にはいま一人別の活仏がいた。パンチエン・ソナムタ

ク・Pap chen bSod nams grags pa (1978-1554) の転生者とされた活仏シムカン・「ハマ sprul sku gZims khang gong ma である。五世がチベット全土の宗教的権威であるためには、デーペン寺のダライラマと並んで、人の活仏だけが兜率宮dGa'Idan pho brang を拠点として君臨しなくてはならなかつた。しかも、当代の活仏シムカン・ゴンマは、先にダライラマ五世の対立候補を出したゲッカサ Gad kha sa 家の出身であり、リンメツンヤブドゥンと人々に対立したパンチュンタマの有力な弟子であつた。」このことの悲劇を誘発する遠因になつたのであらう。

ダライラマ二一世になるゲンドゥン・ギャンツォ dGe 'dun rgya mtsho (1475-1542) は、自らゲンドゥン・シウプの転生者と名乗り、カルマ派の活仏法主らがリンプン氏 Rin spungs pa と結びついて政治的な動きをしたのに対抗して、時代の要請に応えて活躍したが、パンチュン・ソナムタクパはこれとは異なり、同時代にあってゲルク派の正統な教学体系の中で正規の修道を経て現れた碩学であつた。彼は一五一九年ガンドン大僧院の座首に就任してゲルク派の総帥になつた。

ゲンドゥン・ギャンツォは、〇九年にチュンコル・ギュル Chos 'khor rGyal を建てて認められ、一一年に宿願のタシルンポ寺貫首になつた。一七年リンプン氏の敗北を機会に中央チベット東部に戻り、翌年デーペン寺の貫首になり、一二五年セラ寺の貫首も兼ねた。四一年に没すると、翌年ソナム・タクパがデーペン寺の貫首になつた。以下、シムカンゴンタマ関係の記事は、一九六七年ロザンイェシェ・テンジンギャンツォ yongs 'dzin dGa'Idan khri byang, Blo bzang ye shes bstan 'dzin rgya mtsho によつてまとめられたシッキム・ガントク版の『護法神

らを樂しませる音樂』(『護樂音』) *Dam can rgya mtsho dgyes pa'i rol mo* を参考にしながら述べた。

ソナム・タクペは四六年セラ寺の貫首も兼ねたが、五一年デーピン寺のシムカン「*gZims khang gong*」[上寝殿]に引退して、四六年に既にデーピン寺に迎え入れられていたゲンドゥン・ギャンツォの転生者、ソナム・ギヤハシカ bSod nams rgya mtsho (1543-1588) に貫首の席を譲り、五四年に没した。この壇ケルク派が「轉生活仏」選びに本腰を入れたらしく、ソナム・タクペの転生者ソナム・イェン・ムロハカ bSod nams ye shes dbang po (1556-92) も五九年デーピン寺に引取られてる (DGG, f. 23b, l. 6-f. 24a, l. 2)。

ダライラマ五世がパンチエン・ソナムタクペを、動機はともかくとして嫌惡したいいは題知のいと/or/六四三年に書いたいわゆる『五世年代記』にはカルマ派のパオ・ツクラクテハド dPa 'do gtsug lag 'phreng ba (1544-66) が並べてパンチエン・ソナムタクペを一度なへず批判してゐる (ZhG, f. 32a, ll. 5-6; f. 40a, ll. 5-6)。『五世年代記』自体がパンチエン・ソナムタクペの『新赤冊史』を下敷きにして増広編纂された作品に近く、今日の見方からい看れば剽窃とい見えるかもしだれないものであるから、その感情の激しさが感じられる。五世は『田邊』の中でも、「*田邊はどもかく*」のパンチエンの『般若經』についての議論に「無用の死語が沢山ある」と述べてゐる (VRN, Ka, f. 51b, ll. 3-4)。

### 活仏シムカン「*gZims khang*」の存在

シムカン「*gZims khang*」の三代目ガワン・ソナム・ゲレクペルサハ Ngag dbang bsod nams dge legs dpal bzang po

ダライラマ五世の統治権 山口

(1594-1615) ザ・ペハチュハトマニン済子であつた (DGG, f. 24b, l. 6-f. 26a, l. 1)。ルシ誕生者タクペギュハシムハ・ペキハヲ Grags pa rgyal mtshan dpal bzang po (1619-56) ザ・ムカヒス Tod lung のケカキ Gad kha sa 氏から選ばれた (*ibid.* f. 26a, ll. 2-3; VRN, Ka, f. 30a, ll. 4-5)。一六一九年十一月五世が剃髪の日とその執事 (nang so) が「アーペハ帝のハマカハトマニに現れた (VRN, *loc. cit.* l. 5)。五世は取て氣色の悪さに心配、ゲッカサ家の同じトギュル A rgyal が数年前に血糞の子が五世であると主張して「私ひの幼子が我脛われる直前に（夢に）一切知者ユンヘン・ヤンツォがお出でになつて『注まごを貸してやれ』と仰せられた」などと様々な理由をリハメハ・シャドムカハ心に申し立ててたと仰へいとがあつた (*ibid.* f. 27a, ll. 2-3)。

五世は当初からいの活仏の存在が気にかかっていたのである。彼は一年後の六歳の時、ペンチュンハマから正式に先代の転生者と認定され、シムカンカンに登位して翌年沙弥戒を受けた。三八年に臓足戒を受け、前後を通して、あることはタルンボ寺に赴くなどして、専らペハチュハトマの教育を受けていた (DGG, f. 26a, l. 3-f. 27a, l. 5)。

### 【五世誕辰】は一六一四年の正月の頃

「大祈願会」以来の時以来かねの山口（一六四一年）まで自分の次席のシムカンカンの活仏が一つと続けてお出になつた。 (VRN, Ka, f. 75a, l. 5)

とあつて、如何にも我慢がならなかつたように読み取られる。勿論、ペハチュハトマの心しがねがあつたので

ある。四一年から、後で見るようになるのである。

次にダライラマと副寺ソナム・ラプテンが一体になつてシムカンガンマ活仏を回避していたことを顕す事件があつた。『自伝』三九年五月一五日の項にある。

金山念回の際の維那  $\text{dbu mdzad}$  タシ・ギャンツォが、カシユミール・パンティタとトゥン宝座を始めるとするシムカンガンマ活仏の転生歴代への願文を書き上げたと言つたのに対し、ピトゥン宝座がパンチエン・ソナムタクペのある論書の後書きに (cf. DGG, f. 9b, l. 4) の中で誤解されてくる旨をパンチエン宝座とリンメツシャブドゥンが仰せになつてゐるから (いの転生歴代は) 適切ではないと (副寺) 御前が仰ひたので、普通の願文になり、彼 (副寺) が望まない書類は廃棄せた。(VRN, Ka, f. 91b, ll. 4-6)

これについては、「護衆音」は「中傷行為」  $dbyen dkhrugs kyi shyor ba$  だといふ。

パンチエン・ロサン・チヤーギー・ハシュハのお訓葉によるもののがなじむが、パンチエンの人正真の全御説集、タヘルハガ版の Ca の幾  $e$  wam ふむわねる中に明らかで、活仏タクペ・ギュハシュハの転生歴代への願文と云ふ Maghadha bzang mo Kha che pañ chen Shā kya shri,....Bu ston Rin chen grub, Kun dga' blo gros, pañ chen bSod nams grags pa....Grags pa rgyal mtshan ふむ順次連ねられてくる。これによると、ソナムハートハ齋記がハムカハムカの活仏タクペ・ギュハシュハを心底から忌み嫌つた偏向の話であると即ち過失が歴然と顯れてくる。(DGG, f. 9a, l. 6-b, l. 3)

としている。

### ゲッカサ家の受難

実は、これより一年前の三八年に既に大変なことが起つてゐた。

ゲッカサ氏の若い人たちがモンゴル人によって殺されたため（執事ノルブが所領を）手に入れたかったので、取り上げてしまつた。（VRN, Ka, f. 88 l. 1）

執事ノルブは後段で見られるように、副寺ソナム・ラプテンの後継者と目されていたが、後に五世に排除されたので、実権掌握後に編纂された『五世自伝』では、彼が常に横暴に振る舞つていたと表現されている。しかし、この出来事は五世の意に沿つたことでもあつたから見て見ぬ振りをしたのである。ゲッカサ氏はシムカンゴンマ活仏の実家であり、『護樂音』によると、当時十九歳の活仏がゲッカサ家に滞在していた時のことで、この時父母から還俗を頼まれたが断つたと書かれている（DGC, f. 33a, l. 6-f. 34a, l. 5）。

その当時のゲッカサ家の執事は、シムカンゴンマの活仏認定を申し出た時の執事（VRN, Ka, f. 30a, l. 5）や次にみる執事と同じかどうかはわならないが、いずれも五世の評価はよかつた。『五世自伝』は、より先、一一三年正月に活仏シムカンゴンマが大祈願会へ出席したことに言及し、ここで五世がゲッカサ家を訪れたともしている（*ibid* f. 70b, l. 5; f. 71a, l. 4）。一六年六月その執事の進言に従つて五世はギュル寺 Chos 'khor rGyal に赴いて

である (*ibid.* f. 82a, ll. 4-6) のである。

その頃モンゴル人が中央チベットで横暴に振る舞っていたわけではない。三七年にグ・シ汗が「護教法王」に任命されてカム地方の平定に向かつた後も、リンメッシャブドゥンの睨みが効いていて、一般的な騒乱はなかつた（*ibid.* Ka, f.85b, l. 3-f. 86a, l. 2）。とすれば、彼らを動かして執事ノルブが野望を達したのであろうかとも推測され。

不幸な境遇になつた活仏シムカンゴンは因一年トーパへ寺でベントウの教えを受け (PIN, f. 113b, l. 1; DGG, f. 26b, l. 3)’ 四六年と五一年 (暮れ) はせタハルハボに出掛けて個人的に指導を受けてトシサに歸つてゐる (PIN, f. 130a, l. 4-f. 131a, l. 2; 142a, l. 5; DGG, f. 26b, l. 4-27a, l. 3)° 「日中班送」と云はれて、日一年日中は日中班身から灌頂を受けた人の中じやの名が見らる (VRN, Ka, f. 155a, l. 3; DGG, f. 27a, ll. 3-5)’ 日11年11月五世が清朝訪間に出来た際、十八日キョハヤルハskYor mo lung ド炽漢ハマカハロハラが晩食のやうなふをし (VRN, Ka, f. 174a, l. 5)’ ダムのキマニラ・ホホハbSam grub bde chen 約や日中を脱糞して云々 (ibid. f. 175a, ll. 4-5; DGG, f. 27. ll. 5-6)°

べの頃、グン汗が病に罹れ（VRN, Ka, f. 229a, ll. 1-2; f. 230a, ll. 2-4; f. 230b, ll. 1, 5-6; f. 231a, l. 3; f. 232a, ll. 2-4; f. 232b, l. 6）<sup>4)</sup>、五四年十一月七日に没して（*ibid.* f. 233a, ll. 4-6）<sup>5)</sup>、密葬が行われた（*ibid.* f. 234a, l. 3-f. 235b, l. 5; f. 235a, ll. 4-5; f. 236a, l. 3）<sup>6)</sup>。火葬は翌五五年十一月二十一日記念堂の出来た時に行われた（*ibid.* f. 244b, ll. 3-4）<sup>7)</sup>。

五世は一つの閻町にしめたかへたのである。施主になつて貰つてたグン汗は、清朝の御墨付によつて由ふや奉戴する立場を答認させていたが、摂政の任命権が五世に委譲されていたのではないか。グン汗の後継者が強力な立場を相続すれば、摂政の任命権が行使されるのを五世が追認するしかなかつた。しかし、この時グン汗の相続問題が起らつていたので、ソナム・ラブテンは「護教法王」の決定を先送りにした（*ibid.* f. 237a, ll. 5-6）<sup>8)</sup>。五世はこの後継問題も巧みに操作して、最終的に自分しか摂政の任命権を行使出来ないようつに持つてゐたのであるが、この詳細は、紙幅の関係上別に論じなければならない。

その後になるが、活仏シムカンゴンマは、最後に五六六年三月十一日から二十一日間五世の講和を聴き、二二五日には五世をお茶に招き、四月一日から一月間五世の講義を受けた（*ibid.* f. 247a, ll. 2-6）<sup>9)</sup>。その他の（*ibid.* f. 236a, l. 6; f. 237a, l. 1）融合へねづく『五世自伝』に記載されてゐる。この間の五四年十一月と五五年二月とにタシルハ寺を訪ねてゐる（PIN, f. 148a, l. 3; f. 152a, l. 6）<sup>10)</sup>。

この年の一一月活仏シムカンゴンマがウルカに出かける前に、何か連絡の不備によるとあればくるが、万座の人前で空しく客待ちをさせられたと言つ事件があつたらしい。その直前のといふに「それまで座席などは正しく

大ラマ相応の敬意が払われていたが、水のえ午（一六四一年）以後摂政自身の御決定によつて第三位階に落とされた」(VRN, Ka, f. 237a, ll. 1-3) とある。つまり、活仏シムカンゴンマは十年以上にわたつて追々詰められ、最終的な段階に達してゐたようである。五世は専ら摂政ソナム・ラブテンのせいにしてゐるが、他の記述で明らかなるよつに五世の期待に沿つて行われていたと理解出来る。

### 活仏シムカンゴンマの死

」のすぐ後に不幸が訪れる。

一十五日からシムカンゴンの活仏が突然熱病に冒されたのに對し、厄除けの加持に来るよつ求められたので準備して出かけよつとしていた時、ラッサから摂政が除外のない伝染病であるらしいから今（訪ねて）は適當ではないと（言つてゐた）、シムカンゴンにも通知なさつており、延期することは、伝染病のよつなものには防御の手だつてもない」ともあるので、（摂政の）仰せに従つた。(ibid. f. 248a, ll. 2-4)

また、熱病に冒されていた活仏は、リンメツチュジエとチャンゴネーの二人が看病なさつたのですつかり治り、摂政の側から管領ノルブをモンゴル人の地に調停のために派遣する御下命のあつた時分には、不都合なことがなかつたのに、(十一日の)午前中に突如として病まれた。(前日活仏はテーピン寺の大衆会に茶供養を、ネーチュン廟に祭資を獻ずるのに急行し、摂政に報告をしたのでラッサから日中に帰られたのだが、昨日厄除け加持を自分が延期したので気が咎めた。今や何としてでも来るよつにとジャイサンデパを通して

仰せがあり、座禅を中断してシムカンゴンに赴き、除一切苦厄のマハーカーラの加持式を勤めたが、魔性によつて混濁して意識はなくなつていたので甲斐もなく、十二日午前中に他界なつた。*(ibid. f. 248b, l. 3-f. 249a, l. 1)*

ハハヤモ五世はただ病氣のせいにしてゐるが、一旦病氣が回復した後に歿したのである。『護樂音』は右の文を引用する直前にネーチュン護法神の意向に沿つて事件が起つたとしながら、次のように語る。

(当初) カムやモンゴルの來訪者の大群がラッサを訪れ、シムカンゴンの活仏タクパ・ギエンツェンを訪れてなされる贈り物が、五世ダライラマになされるより多いかのようでもあつた。それに、ダライラマの兜率宮に対し「下寢殿」と言ふ、タクパ・ギエンツェンの御座所を「上寢殿」と呼び、「デーパン上下寢殿」を太体(位が)等しいかのように言う習慣があつたばかりでなく、ラッサの「大祈願会」の供物や「祈願会」の序列順位も、ダライラマのお座席の側にお座敷が置かれ、払われていた敬意が大きかつたが、様々な仕方で摄政ソナム・チュンペルを始めとする兜率宮の侍従たちが妬みに耐えきれないでタクパ・ギエンツェンの御身を殺しつる時節を窺いつつあつた。時にタクパ・ギエルツェン自身も護法神になる時節到来の縁起によつて、御年三十八歳のひのえ申の四月二十五日から熱病に突然冒された様子を見せられ、その折が好機到来の事情になつた。そこでタクパ・ギエルツェンの御生家ゲツカサ氏の婿であり、摄政ソナム・チュンペルの(従)兄弟に当たり、管領ノルブもしくは執事ノルブと言われるそのものと摄政とが示し合わせ、病にかゝつけて密かに殺害せんとして、五月の十三日に御身に武器をどれほど打ち込んでも武器が役立たなかつた

ので喉の中に縛切れを詰め込んで殺害した。(DGG, f. 49b, l. 1-f. 50a, l. 1)

トハリで言われるよつた殺害の事実があつたかどうかは、他に典拠が示されていないので断言出来ないが、状況としては、そのよつに疑われても仕方のないものがあつた。『護樂音』は五世を弁護してソナム・チュンペルに巧みに騙されたものだとしているが(*ibid. f. 50b ll. 3-4*)、『五世自伝』のこの巻は、摂政や管領の死後に五世自身の手で編集されたものであり、一六四三年に書かれた『五世年代記』中のパンチエン・ソナムタクバに対する露骨な非難を見ても、自らがゲッカサ家出身の活仏を憎悪していたことは隠れもない。また、あとの記述でも、死人に悪事全ての責任を押しつけているよつに見える。

遺体は、デーピン・タムトワ道場の庭で荼毘によせられた(VRN, Ka. f. 251a, l. 5; DGG, f. 50b, l. 6)。

### 活仏シムカンゴンマ没後の処置

「護樂音」のまとめたといふによる。

その時、御遺体が燃えないまま丸いと残つたので、建立した銀の大靈塔の主塔の中の内蔵本尊としてお納め申し上げ、しばらくデーピン寺シムカンゴンに安置してあつたが、御遺体をお祀りする人たちもいたためないよつた爆発音や恐ろしい音が靈塔の中から聞ひべ、同時につめき声がするなどのことがあつたので、ネーチュン(廟の神下ろし)の御指図のよつに、摂政から(命じられ、)銀靈塔などを解体すると直に御

遺体を木の箱に收め、キチュー河に運び、河沿に順次下へロカ lHo kha ッカルの谷に置き、現在ドウル・チュニク・カルや Dol Chu mig dkar mo じおふ。 (DGG, f. 51a, ll. 2-5)

」の部分に相応する五世の記述は、ソナム・ラブテンの病死の直後にある。

大護法神（ネーチュン）が摄政に対し、悪鬼に取りつかれているソムカノゴンの靈塔など他に移さねばならない旨を前年トゥツルンに湯治にお出かけの際一人の僧監をとおして話してあったのに、銀靈塔は壊しておいただけで、他に移さなかつたのが祟つて（摄政は）病気に取りつかれたのであつた。今や不吉不都合が大きくなつたからシムカンカン（の建物）を移さねばならないと仰云つたのに対し、ギエルゾンのようなもの達が利用価値のある建物を壊すことはないと語り、当否の議論が沢山出でいたが、真偽が如何であるうとも、八大靈塔を壊さない時は、靈塔の中から音が聞こえ、呻き声がすると言つ」とで表現されるようには（世間の）理解が誤つたものになるから、議論の決着がないまま、御遺品などはトゥツルンダー（のゲッカサ家）に、家財などは東のチユブクに運んだ。 (VRN, Ka, f. 264b, l. 4-f. 265a, l. 1)

ソナム・ラブテンが対応を誤つてぐぢぐぢしてふたりふを五串は非難してゐる。五世自らが不吉な体験をしたなどと書かれてゐる (*ibid.* f. 249b, ll. 2-4; DGG, f. 51a, l. 6-b, l. 2) ) が、ソナム・タクペ以来の厄介ものであつたシムカンカンの転生者の系譜を始末するための口実を示したものであり、勿論、自分のそれまでの誤つた対応に祟

りがあつたと書いたのではない。ネーチュン廟も四六年に憑靈者が交代して (VRN, Ka, f. 135b, l. 5) 以来、五世に抱き込まれたのか、自ら五世の意を巧みに迎えるよつになつたのか明らかではないが、何と運ぶのに露骨なもので協力をした。シムカンカンマの茶毘の間は傍にしてはならないと書く、出来たてのポタラ宮に赴かせて、葬儀に立ち会わせるといふではなかつた (ibid. f. 250a, l. 5-6; DGG, f. 51b, ll. 2-5) といふ知られてゐる。

### 摂政の任命権

五世は、グン汗没後、青海における相競争を利用して、ホルムート部族によるチベット王の実を弱体化しながらも巧みに掌握していく (VRN, Ka, f. 246b, l. 2; f. 248a, l. 2; f. 258a, l. 6-b, l. 6; f. 263a, ll. 4-5; f. 266a, l. 2; f. 267a, ll. 4-5; 269b, ll. 1-3; f. 276a, ll. 3-4)。つい間にチベット内では、活仏系譜をただ一つにするといふ出來た。それらを実現してくれたのは、摂政ソナム・ラプテンだつたが、五世を思つがおおに擁立したのの実力者も、翌五八年三月二一日にまいとに都合よく没し (ibid. f. 261b, ll. 4-6)、事実上五世の上に立つ妨げは何一つなくない。

五九年四月葬儀を終えたが (ibid. f. 270b, l. 4-f. 274a, l. 2)、「摂政の死後間もなく青海の争いを調停」 (ibid. f. 263a, ll. 4-5)、五八年十一月にダライペームにはダライペー・ハタイ・ハタイ、Dalai hung tha'i ji の称号を贈り (ibid. f. 267a, ll. 4-5)、一月に既に「護教金匱王」 bsTan 'dzin rdo rje rgyal po の称号を受けていたグン汗の相続者 (ibid. f. 258a, l. 6-b, l. 6) との均衡を図り、五九年一月「王兄弟」として協調せらる体制をつくつて (ibid. f. 269b,

ll. 1-3) いたのである。

当時、自らが摂政ソナム・ラプテンの権威を当然相続出来るものと思つてゐるものがあつた。管領ノルブである。摂政ソナム・ラプテンの血縁でもあり、彼に許されていたそれまでの地位と経歴からすれば、世間でもそれに近い理解をしていたはずである。しかし、五世がそれを簡単に承認したのでは、自らの手の届かぬところで摂政の地位の相続を許したことになり、その権威がグン汗によつて与えられていたので、自分の手になかつた歴史的事実を天下に追認することになつてしまつ。

それでは、唯一のデーピン寺活仏になつたダライラマが、リンメツシャブドゥンの期待したよつうなチベットの統治権者になるどころか、ダライラマの転生者を自由に選ぶソナム・ラプテンのような実力者の血縁相続を認め、そこに統治権の実質を全面的に委ねることになる。これは何としても避け、摂政の任命権が自らの手にあることを天下に示さねばならなかつた。さらに穿つた見方をして、管領ノルブが活仏シムカンゴンマを殺害した実行犯であつたとすれば、摂政になつたノルブは、五世の意思を実現したと暴露することも、捏造するとも可能になり、それを武器に五世を支配する恐れもありえたのである。

管領ノルブは、中央チベット西部の要衝シカツエに拠つてゐた。この地はリンブン氏 Rin spungs pa やシンシヤク氏 Zhing shag pa が政権を保持して、実質的にチベットに君臨していた時の拠点であつた。グン汗が一六四二年にシンシヤク氏カルマ・テンキヨン・ワンポを滅ぼした時、ラッサを含めたキシユツ一円を領有していたガンダン氏に、この地は一旦託されたが、グン汗が納得しなかつたので四四年に返還され、問題の執事ノルブが城

砦主 rdzong dpon となつた。「以来世間では sde srid ある sde pa と呼び、彼も摂政と回族 rus gcig の弟である」と記してゐる（VRN, Ka, f. 122a, ll.1-2）である。

筆者は「管領」と訳してゐるが、元のチベット語の sde srid/sde pa も「摂政」と訳されるものと変わらない。つまり、グン汗と摂政の支配下にはあつたが、事实上中央チベット西部の管理を委ねられ、領有するのと似た待遇であった。その点で、政府から派遣される一般の「城砦主」rdzong dpon 乃至は「城砦守」rdzong sdod とは異なつていた。ところが、その事情がしばらくの間に一変したのである。

この政変に先立つて、五世は既に一つの手を打つていた。摂政の歿後、間髪を入れず、摂政が個人的に管理していたラギヤリ氏の領地をもとのラギヤリ氏の手に戻し、摂政の意向にそつて新たにその領地に加わえられたものなどの領有権を政府の管理下に移したのであつた。管領ノルブ等が勝手に相続する可能性にも備えたのである。（*ibid.* f. 264a, l.6—b, l.4）。

### 管領ノルブの排除

五九年摂政の葬儀のあつた翌五月に大きな異動が発表された。

（前）摂政の義子は迂闊の程は甚だしくもなかつたが、前摂政の近親である」とを重視するといふから、カツュの城砦守に派遣された。配下の掌握も兼ねて副官にタナクサワを任ぜるつもりでいたといふ、（先方から、彼は）我々には従者の様な間柄になるから、そのような副官は要らんこと言つておきたのに對し、説得

は止めにして、誰かしかるべき人がいなくては困るのや、シンカネーを私〔五世〕の親族の名目で、総領の義子の希望に叶うであらうと思ひながら派遣した。(*ibid. f. 275a, ll. 2-3*)

シカツエには管領ノルブがいた。そりに新たに前攝政の義子 *sras po* が城趾守として送り込まれた。」の義子の家が「ナンヤク氏 *sGo sna shag pa* と號れる。『日本通史』に先に「義子ヲアヘテハ」 *sras po Rab brtan* と書いてある (*ibid. f. 77a, l. 6-b, l. 1; f. 97b, l. 4; f. 103b, l. 1; f. 104a, l. 3*) が、されどと思われるが、確かにない。管領ノルブは自分が攝政に榮転するつむつむいたかい、」の異動を納得したのである。

その五月末に管領ノルブがラッサに来た。恐らく兜率宮で接見したのである。

天性から完成した首長のよつた威厳を見せ、(得るべき) 新しい領地を、神の法と神の王などが内外一切に対し、田が下から閉じる鳥の王がするかのように見下すような内なる思ひが(外の態度に) 顯れていた。

(*ibid. f. 276a, ll. 4-5*)

管領ノルブは摂政職を受けるつもりで伺候したのであるが、期待した沙汰がなかつた。「どうだ思ひ知つたか」と言つて五世の冷笑が目に見える。やれど、六月十六日が来た。

知客職御前が管領ノルブの屋敷に新しい任官の通知に遣わされたが、門の中で(誰かが)こちらに戻つてきて、納得出来るものならそれでよしとしても、面子が立たない時、あの方(ノルブ)が承知すれば不条理

になりますと言つたので、決定してしまつた」とと別に何處に面子が立てられるかと言つよつなことを話した。夕方の茶の頃、御前が帰つてきて、かのものが応対した様子などを色々と語つた。翌日知客職御前とオルネーの二人を差し向け、前後中間の三時にわたつて（当人に）許されないことが行われて来た旨を理由と共に（伝え）、軍需品外の所有物全てとゲッカサ（の屋敷）はそのまゝとして、それまでの諸方の領地と邸宅などを没収した。*(ibid. f. 276b, l. 4-6)*

」の荒療治に世の中は動転した。上トタントラ道場やセラ、デーピン寺の大ラマとタクルン寺の副寺職らが集まつて管領ノルブの為に相談したが、世間に疎い僧たちの議論に、世事に通じたタクルン副寺職も押され氣味で、ノルブの既得権にとらわれるだけの議論に結論は出なかつたと五世は嘲り笑い *(ibid. f. 277a, ll. 2-4)*、更に追いかけていた。

ゲッカサはボタラ宮と距離が近いのはまづいから、ロカ Ho kha (中央チベット東部のツァンポ江南岸部) 方面の等価代替地へ国替えし、月の白分相応に加増の領地を決めたが、その当時、義子ガナシャク氏とニテガン・ツェリンなどが秘密裡に画策の限りを尽くしてゐた。*(ibid. f. 278a, l. 6-b, l. 1)*

ガナシャク氏は、管領ノルブとともに摂政ソナム・ラプテンの母系親族 zhan tshan であつたため、二人はまとめて「母系親族二人」と呼ばれた。五世は「神下ろし」らにも彼らへの弾圧を進めよとの神託を語わせ *(ibid. f.*

278b, ll. 1-3)、次の機会を窺っていた。

「ナハヤク氏が家族一同で、湯治にかゝつけてツアンに行くのを許して欲しいと言つては對して、義子の思惑も行動も信用は出来ないもの、（断れば）世間にはそれでは理由が判らないからぬ印象を与えてそつなので、母系親族一人が（具合よく当方に）噛みつく顔色を見せないとも限らないところから、見せたら（彼らの悪い）意図が明らかになるとと思われて、許可を取つた。 (ibid. f. 278b, ll. 3-4)

### 調停への抵抗と全権の掌握

勿論、彼らの投獄を勧めるものもあつた (ibid. f. 280b, l. 6-f. 281a, l. 2) が、世間の悪評が五世の耳にも達し、些か気にしていたのである。十月になると、ノルアがツアンに逃げたとか、タシルンボに逃げたとの噂がたつた (loc. cit. ll. 5-6)。五世が人を遣わして得た情報では、義子が家族をシカツエから脱出させ、「母系親族一人」はタシルンボ寺の庇護を得て、シカツエの城砦を守り、内乱を起す可能性が大きと言つてはあつた (ibid. f. 281b, ll. 1-3)。タシルンボ筋の理解はともかく、初めから正義はナハラにあり、見逃しの出来る」とではないと称して出兵を決めた。青海の王兄弟にその旨を伝える使者を送り、先発隊を出発させ、本隊を送りだす準備も整えた (loc. cit. l. 3-f. 282a, l. 1)。

間もなく講和の動きが出て、十月二十九日パンチエンラマの使者が着いた。

——シカツエが陥落すれば様々のことが起つる。誰が勝つかも時の運であり、（争いは）ネウドンペやり

ンブン氏にも凋落のきつかけになつたから、今や用兵を延期して、母方親族一人に扶持として城砦一つを与えて、シカツエの管理だけをそのままとする約束をなさるのがよろしくないかと言つのであった。そこ（ペンチエンラマの話）には自分が法に叶つたことを知り、行動することが出来ると言つ理由で、（以前にも）管領自身が軍を退却させた時、魔と相應に戦つたから仏の如しと讀えだが、その当人であるアジャリ（バンチエンラマ）御自身によつて（身勝手な立場が）表されるように思われる旨と共に、前後の経過を細かく説明し、幼児に仮面を見せる警えの如く恐怖させてでも、こまや硬軟二つのやり方から軍事一つに絞るしかなりのだと言つ批判を主眼として述べた返事を送つた。*(ibid. f. 283a, l. 6-b, l. 3)*

ものはやパンチエンラマなど恩師とも何とも思つていらない五世の姿勢が見える。十一月の初めになると、ガンデン大僧院の元座首に北堂長、東堂長、セラ、テーピン、ガンデン三大寺の大ラマたちが加わり、その他の活仏やタクルン副寺職などが連れ立つて、故攝政はノルブ自身の（徒）兄弟 sku mched でしたからと赦しを求めてきた (*Ioc. cit. II. 4-5*)。そこで五世は、自分と全く異なつた対応をする人々の中で開き直つて言つたのである。

攝政自身と父系が一つの兄弟や（彼自身の）子や孫の血縁は一人もいない。父母（いざれかだけについての）兄妹とか母の兄弟などに広げるなら管領ノルブよりもカラブペの執事一人の方が関わりが薄いとは言えない、力量もかの一人の方が長けている。キシュツとか政府の役人たちが、（互いに）馴染んで姻戚になつたにしても、親戚である度合いを尊重しなければならなくなつたなら、（沈滞して）後髪も立たない。バク

モドウ氏とか、サキヤ本家とか、私の縁者である」とを理由にして、ラッサの祈願会の導師の席をやし上げ、華々しく「案内したとしたら一体それでよいか。」のチベット十三万戸は「護教法王」(グン汗)によつて私に贈られただけで、彼「母系親族一人」と共用するよつて贈られたのではないか。今年(一人が)してこる」とは臣下の謀叛ではないのかと理由を詳しく述べた。*(ibid. f. 283b, l. 5-f. 284a, l. 2)*

それでもなお、調停の動きは止まなかつた。この五世の説明には幾つもの誤魔化しが読み取られる。先ず、チベットの統治権は、彼らの被相続人摄政ソナム・ラブテンではなく、五世自身がグン汗から貰つたと実質的に主張されているが、五世もいつの間にかグン汗は三月十五日にチベット王となり、五世の立会いのないままソナム・ラブテンを摄政に任命している。以来彼の行使した統治権はグン汗が、五世に与えたものから生じたとは言えない。

管領ノルブは単に親戚であるからその地位を得たのでもない。より近親であつたものも差し置いて選ばれている。そのことは五世自身も認めてゐる。あだ「五世御体」が謂及して、「ヘルブは耳へかい重要な職務に次々就いていた(1638, *ibid. f. 87b*, *ll. 2-3*, *l. 6-f. 88a*, *l. 1*; 1641, *f. 103a*, *ll. 5-6*; *b*, *l. 2*; 1643, *f. 120b*, *l. 5-f. 121a*, *l. 1*; 1644, *f. 122a*, *ll. 1-2*; 1648, *f. 140b*, *l. 5-f. 141a*, *l. 1*; 1652, *f. 178b*, *ll. 2-4*; 1654, *f. 226b*, *ll. 5-6*; 1656, *f. 247a*, *ll. 1-2*; *b*, *ll. 2-3*, *f. 248b*, *l. 4*; *f. 251b*, *l. 6-f. 252a*, *l. 2*; 1657, *f. 256a*, *l. 4-b*, *l. 4*; 1658, *f. 260b*, *ll. 5-6*; *f. 262a*, *l. 2*)が、早くから五世に不適任と認めていたのなら、ソナム・ラブテンの葬儀直後まで待たなかつて、その在世中に何故

自らの統治権を行使して、管領ノブルの排除を彼に命じなかつたのか。いつ問われても返す言葉がないのである。

この処分について、『日記』では、青海の王兄弟がノルブの失策を認めていたと述べてゐる (*ibid.* f. 256a, l. 6-b, l. 4) のび、逆に当の王兄弟から異議の申し立があつて、五世の寵へとおひのシカツエ攻撃は行われないで終わる (*ibid.* f. 285a, l. 6-b, l. 2)。閏の十一月、実力行使のなまほま鎮圧軍は解散せられた (*ibid.* f. 287a, l. 6)。「母系親族一人」に寛大であつた王兄弟 (*ibid.* f. 287a, ll. 4-5) は中央チベットから別の提案で勧めかけるものであつた (*loc. cit.* ll. 5-6)。こうした反撥の雰囲気の中で、五九年閏の十一月11日正月ハッサに来た王兄弟から、五世の处置が納得を得られるまでに結局かなりの手順を要した (*ibid.* f. 288b, l. 5-f. 289a, l. 1) である。これも、五世が一六四一年に支配権を全面的に委譲されていたと言つて主張からは程遠いことを物語つてゐる。

五世に密着した神下ろしや古派、側近の賛同以外、周囲の反対によつて五世の開き直りも空しく、強硬策は実らなかつた。しかし、總体として五世の意図は成功し、統治権の委譲を既成事実化するのに欠かせない「母系親族一人」の追放だけは実現したのである。

脱出に成功した「母系親族一人」との接触を禁ずる布令が出され (*ibid.* f. 287a, l. 6-b, l. 1)、熙代〇年11月ツアノ地区で「母系親族」の協力者とみなされたものの報復処分がおこなわれた (*ibid.* f. 291a, ll. 4-5)。五月の十五日からボタラ宮の新寝殿で四週間にわたり、ゆかりの觀音像を据えて法事がおこなわれ、リハメッシャブンウの期待したとおりの実権を手にした五世の常駐に備えた (*ibid.* f. 295b, l. 4-6)。

」のよみにして七月十三日ムメシペ・シャイサンデペを摂政に任命してティンレー・ギャンシオ‘Phrin las rgya mtsho」と名づけ、五八年一月の即位に際して取りあえず「護教金剛王」の称号を贈られたグシ汗の後継者に、改めて「護教ダヤハH」bsTan 'dzin da yan rgyai poの称号をおくり、ダライラマ五世を国主、統治権者とする新体制が出発した (*ibid.* f. 297b, ll. 3-6) のである。

一六六一年一月パンチュンマが没した。國主になった五世自らは、サムイューの神下ろしに来臨を請われたと称して出かけながら、やほん田立たない使者を師の大大学匠の葬儀に遣わすだけの対応をした (*ibid.* f. 315a, l. 2-b, l. 1)。「母系親族一人」への故人の取りなしが余程腹に据えかねたのであろう。タクルン寺の副寺も調停に努めたのであるが、「母系親族一人」が逃げ込んだと言つ鳴をたてられ、寺が探索される始末にもなった (*ibid.* f. 291b, l. 5-6) が、やがて、「母系親族一人」の消息も歴史から消えた。

### 略傳

「顧チ支」「顧実汗のチベット支配に至る経緯」(岩井大慧博士古稀記念『典籍論集』開明堂1963年, pp.741-

773)

〔護樂音〕 DGG 參照

〔実録〕 順治実録

DGG	Blo bzang ye shes bstan 'dzin rgya mtsho ; <i>Dam can rgya mtsho deyus pa'i rol mo</i> , Gangthog, 1967. 79 fols.
IVN	N gag dbang blo bzang rgya mtsho : <i>Nam thar nor bu'i phren ba</i> , 1652. Ed. 'Bras spungs pho brang, 52 fols.
PIN	Blo bzang chos kyi rgyal mtshan : (rang gi rnam thar) <i>Nor bu'i phren ba</i> , Ed. bKra shis lhuo po, 1660, 191 fols.
PSJ	Sum pa mkhan po Ye shes dpal 'byor : <i>dPa'g bsam byon bzang</i> , 1748. Ed. Šatapitaka copy, 317 fols.
TBN	Klong rdol bla ma N gag dbang blo bzang : <i>bsTan pa'i sbyin bdag byung tshul gyi ming gi grangs</i> , gSungs 'bum, 'A, 1777, Ed. Kun bde gling, 20 fols.
TNL	Sum pa mkhan po Ye shes dpal 'byor : <i>mTsho sngon gyi lo rgvus</i> , 1786, Ed. Šatapitaka copy, 19 fols.
VRN	Ngag dbang blo bzang rgya mtsho : <i>Du ku la'i gos bzang</i> , Vol. Ka. 1675 ? Ed. 'Bras spungs pho brang, 364 fols.
ZHG	Ngag dbang blo bzang rgya mtsho : <i>rDzogs ldan gzhon nu'i dga' ston dphyid kyi rgyal mo'i glu dbyangs</i> , 1643, Ed. Zhol, 113 fols.

註

- (1) A. Macdonald, "Portrait du Cinquième Dalai-lama" (*Essais sur l'art du Tibet*, Paris 1977, pp.119-156) p.128, ns. 15, 17 及び拙稿書評「Z. トト リツ『十七世紀の中国・チベット関係』」(『東洋学報』55-4, pp.99-107) 参照。
- (2) Z. Ahmad; *Sino-Tibetan Relation in the Seventeenth Century*, Roma 1970. pp.130-132.
- (3) A. Macdonald, "Portrait du Cinquième Dalailama" (註→参照) p. 128.
- (4) Tshe brtan zhabs drung: *bsTan rtis kun las btus pa*, 謹譯 1982.
- (5) 単なる推測にしかならないが、十一年遅く上げれば、ほぼ二〇〇〇年と同年代になる。前世確認試験に来たツアフ・カチュベニヤの弟・sras po ハヤセニアは相手である。
- (6) 「顧子支」 pp. 741-744 参照。
- (7) 拙稿書評(註→参照) p.101b 参照。
- (8) ZhG. f. 106a, l. 3b, l. 1 参照。
- (9) sras ザ bu 「サ」の敬称であるが、血脉を用いて時々は「御弟子」の意味になる。thugs sras は「書評」。sras po の同義であるが、本文では、攝政ノナム・ハチホヘン
- (10) 拙稿書評「E.G. ノミス『チベットの歴史』」(『東洋学報』53-4, pp.176-187) p.177a 参照。
- (11) Zhva dmar VI Gar dbang chos kyi dbang phrug (Si tu Chos kyi 'byung gnas: *Karma kam tshang bregud pa rin po che'i mam thar*, 1775, Ed. dPal spungs, 350 fol), ff. 135a-136b; 144b, 154b-155a, 164a. 参照。
- (12) 「顧子支」 pp. 746-750 参照。
- (13) 「顧子支」 pp.750-753 参照。
- (14) 拙著「チベット」上(東京大学出版会 1987), pp. 215-216, 回ト(1988), pp. 342-347, 拙稿書評(註→参照) p.104 参照。
- (15) 「チベット」上(註14 参照), pp.102-104; 拙著「攝政ナム・ハチホヘンの出生を述べる」(『櫻博十頃寿記念東洋史論叢』汲古書院, 1988年, pp.443-458) pp.448-452; 拙著「中國のチベット仏教寺院」(鎌田良雄編『中國』第三卷 每田口川江・堀一郎・三木八郎, 1989年, pp.216-223) pp.217-218 参照。